

保護者 各位

世田谷区立明正小学校
学校長 白井 潤一**出席停止について**

下記の感染症などに罹患した場合は「出席停止」となります。出席停止はお子様に十分な休養を与え、早期に治癒させるため、また、他の児童生徒への感染を防ぐためのもので、この期間中は「欠席」の取扱いとはなりません。感染症で欠席する場合は、必ず理由を「すぐる」や「電話」にて連絡してください。なお、医師から登校の許可が出たり、症状が回復して感染症の心配がなくなり登校を再開（出席停止解除）したりする時にも、必ず事前に学校へ下枠の内容をお伝えください。

学校へ伝える内容

<出席停止開始時>

症状、病名、決まっている場合はお休みをする期間

<出席停止解除時>

受診日、受診した医療機関名、登校再開日

出席停止の感染症の停止基準について

出席停止の基準（学校保健安全法施行規則）	
インフルエンザ	発症後5日かつ解熱後2日が経過するまで (発症日を0日とする)
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発症した後5日間の経過し、かつ全身状態が良好となるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されるまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	医師が感染の恐れがないと認めるまで